

法定相続情報証明制度（パブコメ）

昨年（2016年）12月22日から不動産登記規則の一部改正（案）に関する意見募集（パブコメ）が実施されています。

どのような改正（案）かというと、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加し、これがいわゆる所有者不明土地問題や空き家問題の一因となっている旨の指摘を受けて、**相続登記を促進するために、不動産登記規則を改正して「法定相続情報証明制度」（仮称）を新設する**というものです。

法定相続情報証明制度とは、以下のようなイメージです。

【申出】

- ・法定相続人（又は代理人）が**戸除籍謄本等を収集して、法定相続情報一覧図を作成して、登記所に申出**をします。
- ・申出を受けた登記所では、登記官が内容を確認し、法定相続情報一覧図を補完し、**認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付**します。

【利用】

- ・登記所での認証を受けた法定相続情報一覧図は、**各種の相続手続に利用することが可能**になります。

はたして、この制度が相続登記の促進につながるか否か、賛否両論あると思いますが、意見募集（パブコメ）は1月31日まで受け付けていますので、今月中に制度の内容をよく勉強しておく必要があります。



（司法書士 小司隆信）



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

